



休日窓口サービスを実施します

住民異動の多い時期の休日に、市役所本庁で窓口業務を行います。

◎開庁日 3月30日(日)、4月6日(日)
9:00～13:00

■市民課 (☎ 82-1140)

- ・各種証明書の交付
住民票の写し、戸籍謄本・抄本 等
- ・印鑑登録の受付、印鑑登録証明書の発行
- ・住民異動届の受付
転入・転出、転居、世帯変更 等
- ・戸籍届書の受付
婚姻、離婚、出生、死亡、養子縁組 等
- ・自動車臨時運行許可

※他機関への照会が必要なもの、住基ネットおよび電子証明に関するものは取り扱いできません。

■税務課 (☎ 82-1126)

- ・各種証明書の交付

納税証明書、所得・課税証明書 等

- ・台帳閲覧
- ・税の収納

■国保年金課 (☎ 82-1179)

- ・国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金に関する届出および申請
- ・国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の収納

※他機関への照会が必要なものは、取り扱いえない場合があります。

■高齢障害課 (☎ 82-1172)

- ・介護保険、高齢者、障がい福祉に関する届出および申請

■こども福祉課 (☎ 82-1175)

- ・児童手当、児童扶養手当、乳幼児・ひとり親家庭医療費助成の申請

■学校教育課 (☎ 82-1202)

- ・住民異動に伴う就学関係の届出

〈問い合わせ先〉企画課 (☎ 82-1130)



平成26年度市民交通災害共済

交通事故に遭われた人に対して、その会費から見舞金をお支払いする相互扶助の制度です。今回から申込方法が変更されています。ご注意ください。

◎対象

市内に在住し、住民基本台帳に記載されている人(その家族で学生の場合は市外在住でも可)

◎掛金

- ・中学生以下、70歳以上 300円
- ・上記以外 500円

※1人1口、途中加入の場合も同額です。

◎補償額

- ・死亡 1,000,000円
- ・傷害 7,000円～230,000円

◎共済期間

4月1日～平成27年3月31日

※途中加入の場合、申込日の翌日から

となります。

◎申込方法

生活安全課、仮設山陽総合事務所、南支所、埴生支所、公園通出張所、厚陽出張所に備え付けの申込書に記入し、申込先の金融機関に掛金を添えて提出

※申込書は、申込先の金融機関にも備え付けています。

◎申込先

山口銀行、西京銀行、中国5県のゆうちょ銀行・郵便局、山口宇部農業協同組合

■給付対象期間は

共済期間中の事故で共済期間内についてのみ給付対象となります。したがって、入院・通院が契約更新日(新年度)にまたがる場合は、必ず継続加入申込みをしてください。

〈問い合わせ先〉生活安全課 (☎ 82-1133)